

阿見町地域防災計画

【大規模事故災害編】

【大規模事故災害編】目 次

第1章 航空機災害対策計画	
第1節 災害予防計画.....	1
第2節 災害応急対策計画.....	2
第1 事故発生時の通報.....	2
第2 災害対策組織.....	3
第3 災害応急対策.....	4
第2章 道路災害対策計画	
第1節 災害予防計画.....	6
第2節 災害応急対策計画.....	7
第1 事故発生時の通報.....	7
第2 災害対策組織.....	7
第3 災害応急対策.....	8
第3章 危険物等災害対策計画	
第1節 災害予防計画.....	10
第1 危険物等災害の予防対策（各種危険物共通）.....	10
第2 石油類等危険物施設の予防対策.....	11
第3 高圧ガス・火薬類の予防対策.....	12
第4 毒劇物取扱施設の予防対策.....	14
第2節 災害応急対策計画.....	15
第1 事故発生時の通報.....	15
第2 活動体制の確立（各災害共通事項）.....	17
第3 石油類等危険物施設の事故応急対策.....	18
第4 高圧ガス・火薬類の事故応急対策.....	20
第5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策.....	24
第6 その他の災害応急対策活動.....	25
第4章 大規模火災対策計画	
第1節 災害予防計画.....	27
第1 火災に強いまちづくり.....	27
第2 災害応急対策への備え.....	28
第2節 災害応急対策計画.....	29
第1 火災発生時の通報.....	29
第2 災害対策組織.....	29
第3 災害応急対策活動.....	30
第5章 林野火災対策計画	
第1節 災害予防計画.....	32
第1 林野火災に強い地域づくり.....	32
第2 災害応急対策への備え.....	32

第2節 災害応急対策計画.....	33
第1 火災発生時の通報.....	33
第2 災害対策組織.....	33
第3 災害応急対策.....	34
第6章 放射性物質事故対策計画	
第1節 災害予防計画.....	36
第1 放射線使用施設等の予防対策.....	36
第2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故予防対策.....	36
第2節 災害応急対策計画.....	38
第1 放射線使用施設等の事故応急対策.....	38
第2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策.....	39
第3 原子力事業所事故応急対策.....	40
第4 その他の災害応急対策活動.....	42
第7章 鉄道災害対策計画	
第1節 災害予防計画.....	44
第2節 災害応急対策計画.....	45
第1 事故発生時の通報.....	45
第2 災害対策組織.....	45
第3 災害応急対策.....	46
第8章 湖上災害対策計画	
第1節 災害予防計画.....	48
第2節 災害応急対策計画.....	49
第1 事故発生時の通報.....	49
第2 災害対策組織.....	49
第3 災害応急対策活動.....	50

【大規模事故災害編】

第 1 章 航空機災害対策計画

第1節 災害予防計画

航空事故災害による被害を軽減するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

実施担当	町民生活部、稲敷広域消防本部、牛久警察署、自衛隊
------	--------------------------

1. 災害情報の収集・連絡体制の整備

防災関係機関は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2. 災害応急活動体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、航空事故災害の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の非常参集体制や活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、航空事故災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

また、「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）、「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）について、より具体的、実践的な連携体制の強化を図る。

3. 防災訓練の実施

墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 事故発生時の通報

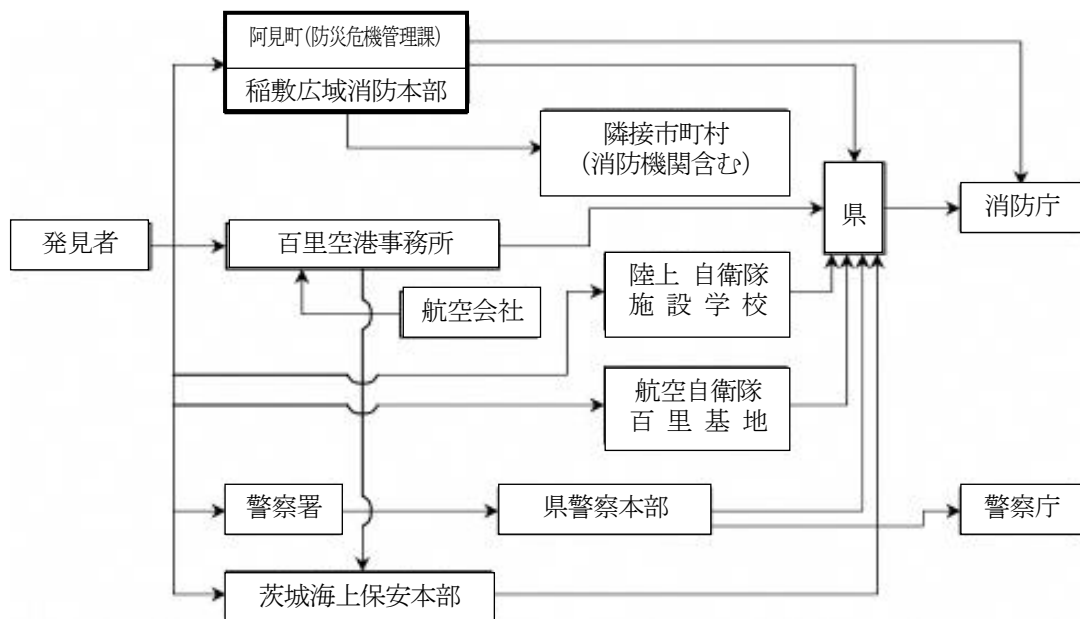
1. 災害情報の収集・連絡

実施担当	事故発見者、稲敷広域消防本部
------	----------------

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

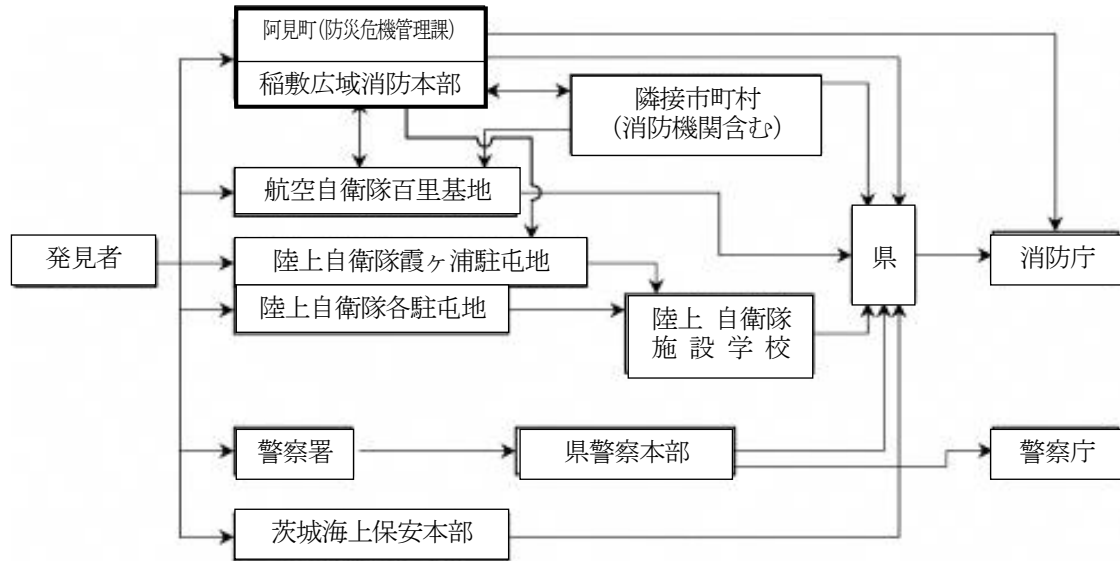
航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官、百里空港事務所長に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

1) 民間機の場合



第1章 航空機災害対策計画

2) 自衛隊機の場合



(2) 茨城県等への報告

町は、大規模な事故発生の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第2章 災害対策組織

1. 本部の設置・運営

実施担当	本部班
------	-----

大規模な事故により、稲敷広域消防本部の対応能力を超える事態となり、町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故災害対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第2章・第1節・第2「2. 阿見町災害対策本部の設置等」(地震-50)に準ずるものとし、本部長(町長)が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班(⇒地震災害編・第2章・第1節・第2・2「(4) 災害対策本部の組織」(地震-51)参照)をもって、組織を編成する。

2. 職員の動員・配備

実施担当	各班
------	----

地震災害編・第2章・第1節「第1 町職員の動員・配備」(地震-45)に準ずる。

第3 災害応急対策

1. 情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章「第2節 情報の収集・伝達」（地震-55）に準ずる。

2. 問合せ対応等

実施担当	事故責任者、本部班
------	-----------

(1) 問い合わせ等の対応

事故責任者は、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置し、的確に情報提供等を行う。

町は、必要に応じて事故責任者に協力し、町役場内に相談窓口の設置等を行う。

(2) 遺族等への対応

事故責任者は、遺族等の輸送手段、宿泊施設等を確保し、適切に対応するが、実施できない場合等は町が行う。

また、町は、必要に応じて事故責任者に協力し、輸送手段等の提供、あっせん等を行う。

3. 応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等
------	------------

地震災害編・第2章「第3節 応援・派遣」（地震-63）に準ずる。

4. 消防、救助・救急、医療救護、搜索

実施担当	町民班、医療対策班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会、土浦歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関
------	---

(1) 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体的安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」（地震-76）に準ずる。

(3) 医療活動

地震災害編・第2章・第4節「第5 応急医療」（地震-79）に準ずる。

(4) 搜索活動

地震災害編・第2章・第7節「第5 行方不明者の搜索・遺体の処理」（地震-118）に準ずる。

第1章 航空機災害対策計画

5. 避難対策

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊
------	------------------------------

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第2章・第4節「第1 避難指示・誘導」(地震-67)に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業組合
------	--

地震災害編・第2章の第4節・第2「1 緊急輸送道路の確保」(地震-71)及び第7節・第2「1. 道路の応急復旧」(地震-109)に準ずる。

【大規模事故災害編】

第2章 道路災害対策計画

第1節 災害予防計画

道路事故災害による被害を軽減するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

実施担当	産業建設部、稲敷広域消防本部、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)
------	--

1. 災害情報の収集・連絡体制の整備

防災関係機関は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するほか、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制を整備する。

2. 災害応急活動体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、道路事故災害の応急活動マニュアルを作成して職員に非常参集体制や災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、道路事故災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

また、「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）、「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）について、より具体的、実践的な連携体制の強化を図る。

3. 防災訓練の実施

大規模な道路事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携し、事故災害の様々な条件を想定した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

道路事故災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

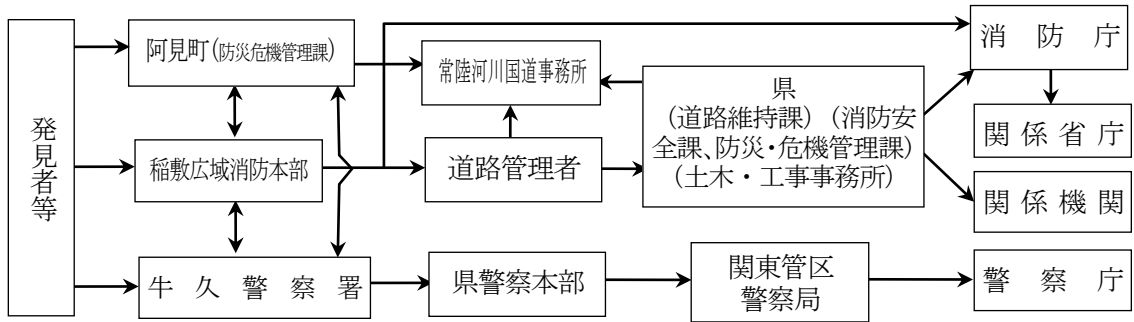
第1 事故発生時の通報

1. 災害情報の収集・連絡

実施担当	発見者等、稲敷広域消防本部、本部班
------	-------------------

(1) 事故情報等の収集・連絡

道路事故災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官、消防吏員、道路管理者に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。



(2) 茨城県等への報告

町は、大規模な事故発生の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。
また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。
報告は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(3) 道路管理者の連絡

道路管理者は、管理道路の構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡する。

第2 災害対策組織

1. 本部の設置・運営

実施担当	本部班
------	-----

大規模な事故により、稲敷広域消防本部の対応能力を超える事態となり、町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故災害対策本

第2章 道路災害対策計画

部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第2章・第1節・第2「2. 阿見町災害対策本部の設置等」（地震-50）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第2章・第1節・第2・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-51）参照）をもって、組織を編成する。

2. 職員の動員・配備

実施担当	各班
------	----

地震災害編・第2章・第1節「第1 町職員の動員・配備」（地震-45）に準ずる。

第3 災害応急対策

1. 情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章「第2節 情報の収集・伝達」（地震-53）に準ずる。

2. 問合せ対応等

実施担当	事故責任者、本部班
------	-----------

第1章・第2節・第3「2. 問合わせ対応等」（大規模事故-4）に準ずる。

3. 応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等
------	------------

地震災害編・第2章「第3節 応援・派遣」（地震-63）に準ずる。

4. 消防、救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関
------	--

(1) 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体、財産の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」（地震-76）に準ずる。

(3) 医療活動

地震災害編・第2章・第4節「第5 応急医療」（地震-79）に準ずる。

第2章 道路災害対策計画

(4) 搜索活動

地震災害編・第2章・第7節「第5 行方不明者の搜索・遺体の処理」(地震-118) に準ずる。

5. 避難対策

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊
------	------------------------------

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第2章・第4節「第1 避難指示・誘導」(地震-67) に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業組合
------	--

地震災害編・第2章・第4節・第2「1. 緊急輸送道路の確保」(地震-71) 及び第7節・第2「1. 道路の応急復旧」(地震-109) に準ずる。

【大規模事故災害編】

第3章 危険物等災害対策計画

第1節 災害予防計画

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じる。

第1 危険物等災害の予防対策（各種危険物共通）

1. 危険物等関係施設の安全性の確保

実施担当	事業者、稲敷広域消防本部、牛久警察署、県
------	----------------------

(1) 保安体制の確立

- 1) 事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。））
法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。
また、災害が生じた場合は、その原因の徹底究明に努め、再発防止に資する。
- 2) 茨城県
危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。
危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。
- 3) 警察、消防
必要に応じて立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等の実態を把握し、資機材を整備・充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(2) 保安教育

- 1) 茨城県、阿見町
事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。
- 2) 事業者
従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

(3) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

事業者及び防災関係機関は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努める。

2. 災害情報の収集・連絡体制の整備

実施担当	稲敷広域消防本部、事業者
------	--------------

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

3. 災害応急活動体制の整備

実施担当	防災関係機関、事業者
------	------------

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、危険物等災害の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、危険物等災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

4. 防災知識の普及、訓練の実施

実施担当	稲敷広域消防本部、防災関係機関、事業者
------	---------------------

大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関や住民等と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

また、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民にその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

第2 石油类等危険物施設の予防対策

石油类等危険物（消防法第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1. 施設の保全

実施担当	事業者
------	-----

事業者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

2. 石油貯蔵タンクの安全対策

実施担当	稲敷広域消防本部、事業者
------	--------------

(1) 地盤対策

稲敷広域消防本部は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導する。

(2) 防災設備の強化

事業者は、耐震、防火上の配慮及び敷地周辺の防護措置の強化を図る。

(3) 防災管理システムの強化

事業者は、漏えい、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図る。

3. 保安体制の確立

実施担当	稲敷広域消防本部、事業者
------	--------------

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図る。

稲敷広域消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱い方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第3 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1. 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

実施担当	県
------	---

(1) 高圧ガス等の保安検査、立入検査

県は、火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行う。

(2) 保安団体の活動の推進

県は、関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導する。

(3) 火薬類搬送時の安全指示

県警察本部は、火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、通路もしくは方法又は火薬類の性状もしくは積載方法について必要な指示を行う。

2. 毒性ガス対策

実施担当	事業者、稲敷広域消防本部、町民生活部
------	--------------------

(1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

事業者は、事業所の所在する町等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するとともに、次の措置を講じる。

- 1) 事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等の設置
- 2) 近隣住民の避難に必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備
- 3) 町等行政機関と日頃から連携を密にした防災対策の推進

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急

第3章 危険物等災害対策計画

対策の協力体制の整備に努める。

(2) 被害防止体制の確立等

県は、発災時における迅速な被害防止体制の確立を図るため、毒性ガス取扱事業所に関する必要な情報について、所轄消防署に提供する。また、毒性ガス施設の事故による被害防止を図るため、隣接県との間で、平常時から毒性ガス施設の分布状況、関係機関の窓口など所要の情報交換を行う。

町は、毒性ガス漏えいを想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておく。また、事業者との緊急連絡体制を整備する。

3. 都市ガスの予防対策

実施担当	稲敷広域消防本部、事業者
------	--------------

稲敷広域消防本部は、消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図る。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とすべき措置について通報する。

当該災害予防上の措置について通報する範囲は、関係機関と協議の上、別途計画する。

事業者は、前記通報を受けた場合に、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備する。

4. 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策

実施担当	稲敷広域消防本部、ガス事業者
------	----------------

(1) 関係機関による「申し合わせ」の作成

町、事業者、関係機関は、緊急時における初動体制、現場における措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス事故防止体制を強化する。

(2) 保安規程等の提出

事業者は、ガス事業法第24条、第64条及び第97条の規定に基づき経済産業大臣に届け出ることとされている（簡易ガス事業者はこれを準用する。）保安規程の写しを、阿見消防署長に提出する。

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者は、毎年度導管及び遮断装置に係る図面を阿見消防署長に提出する。ただし、既に提出した図面に変更がない場合及び軽易な変更のものについてはこの限りではない。

(3) 防災訓練の実施

ガス事業者と液化石油ガス販売業者及び地階管理者は、関係機関の協力を得てガス防災訓練を毎年1回以上実施する。

(4) 関係機関の協力の推進

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者又は保安機関（販売事業者から委託を受けて消費者の点検を行う機関）は、地階の定期点検の実施にあたっては、事前に稲敷広域消防本部に点検計画を連絡するとともに、稲敷広域消防本部が実施する地階に対する予防査察について協力する。

第3章 危険物等災害対策計画

稲敷広域消防本部及び事業者は、地階を有する施設の関係者に対し、ガス漏れ災害を防止するための指導を協力して行い、日頃からガス漏れ災害時の協力が得られるようにしておく。また、関係機関を構成員とするガス災害対策協議会を設け、所要の連絡調整を図る。

※「大規模な地階」とは、消防法施行令別表1(1)から(4)まで、(5)のイ、(6)及び(9)のイに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、及び消防法施行令別表1(16)のイに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上でかつ同表(1)から(4)まで、(5)の項のイ、(6)又は(9)のイに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものをいう。

第4 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1. 毒劇物取扱施設に対する指導の強化

実施担当	県
------	---

(1) 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対して、危害防止規定の整備を指導する。

(2) 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設にあつては、防災体制の整備を指導する。

2. 毒劇物取扱施設における保安体制の自己点検の充実

実施担当	毒劇物取扱事業者
------	----------

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

(1) 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

(2) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

- 1) 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者
- 2) 設備等の点検・保守を行う者
- 3) 事故時における関係機関への通報を行う者
- 4) 事故時における応急措置を行う者

(3) 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

(4) (3)に掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項

(5) 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

(6) (2)に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第2節 災害応急対策計画

危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じる。

第1 事故発生時の通報

1. 災害情報の収集・連絡

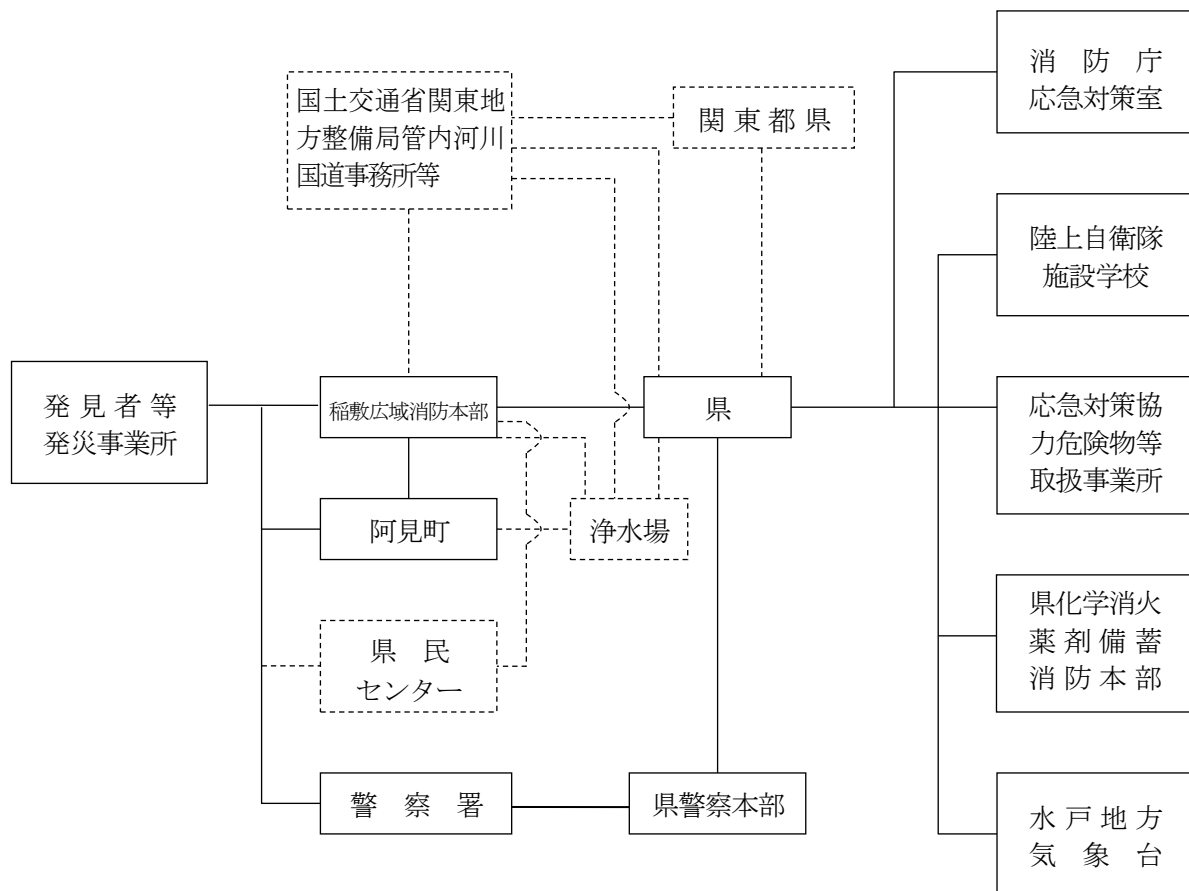
実施担当	発見者等、稲敷広域消防本部
------	---------------

(1) 事故情報等の収集・連絡

危険物等災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長、また、町長は水戸地方气象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

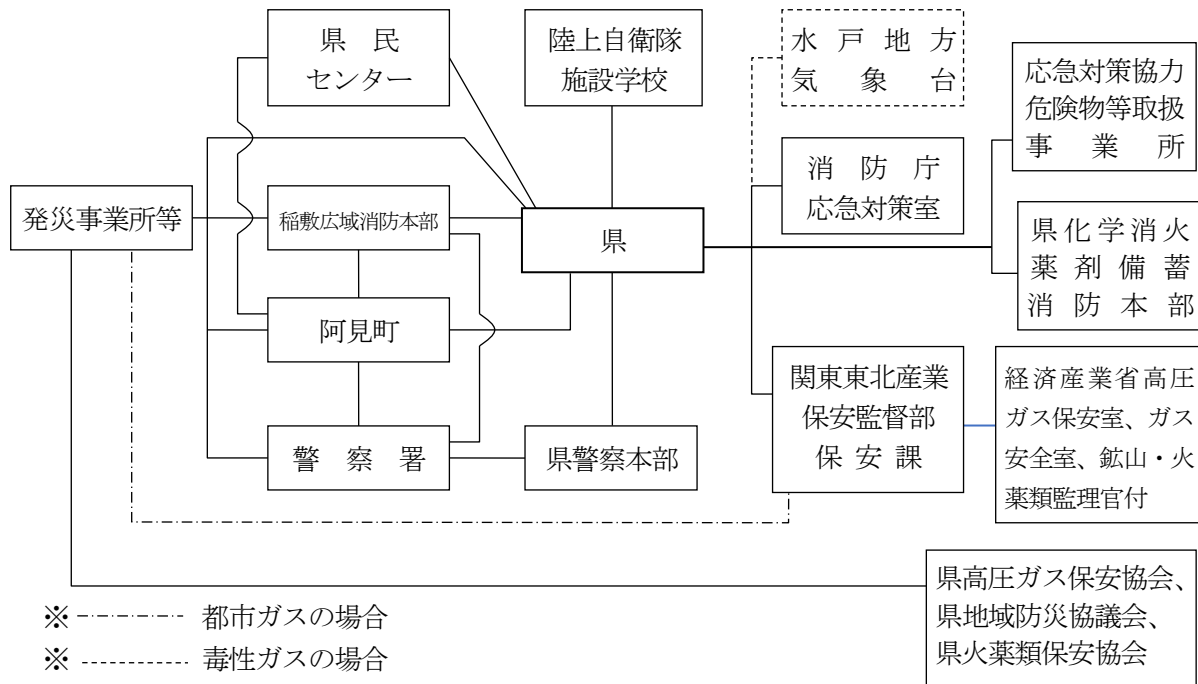
1) 石油類等危険物施設災害の場合



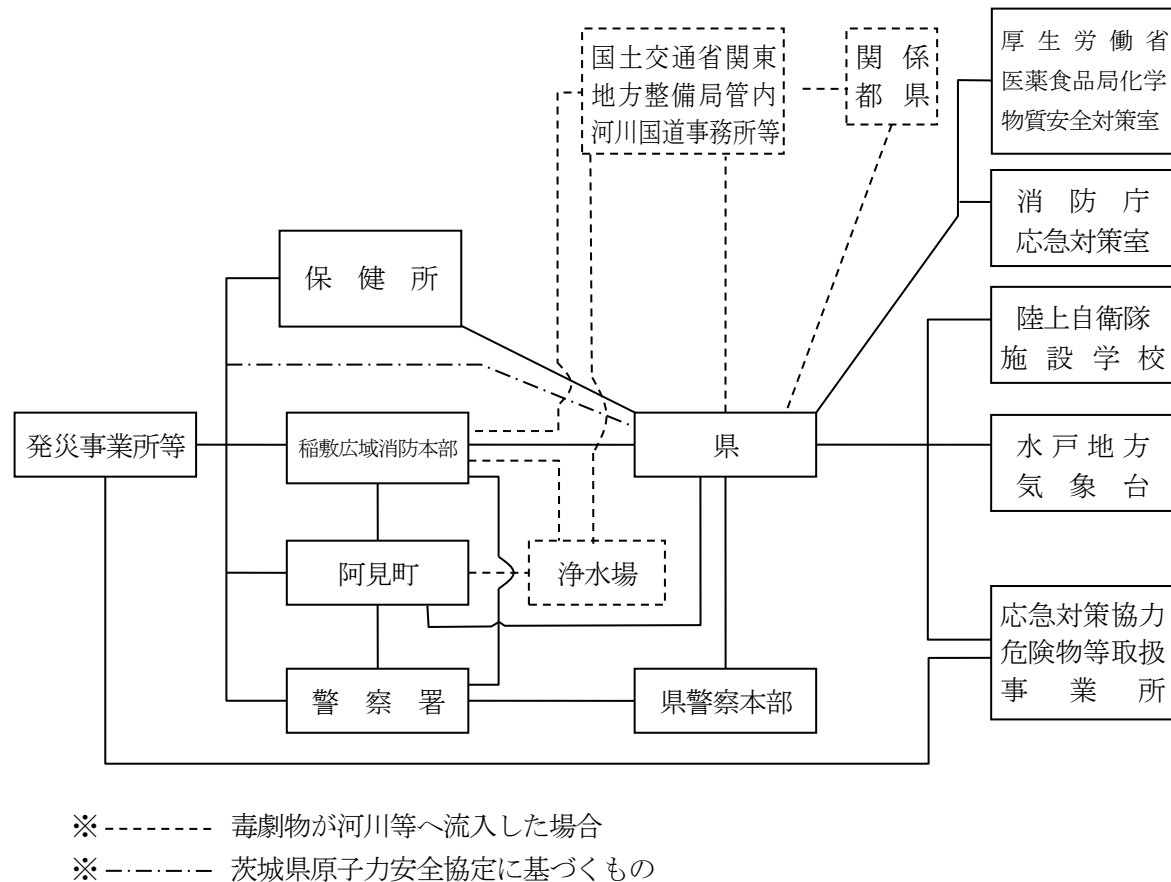
※……………河川等漏えい時のみ

第3章 危険物等災害対策計画

2) 高圧ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害の場合

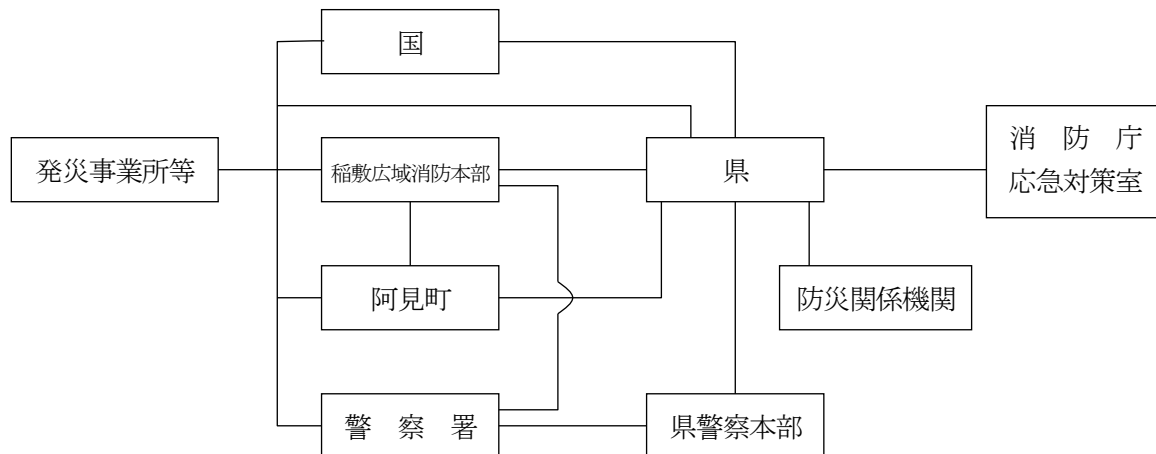


3) 毒劇物取扱施設の災害の場合

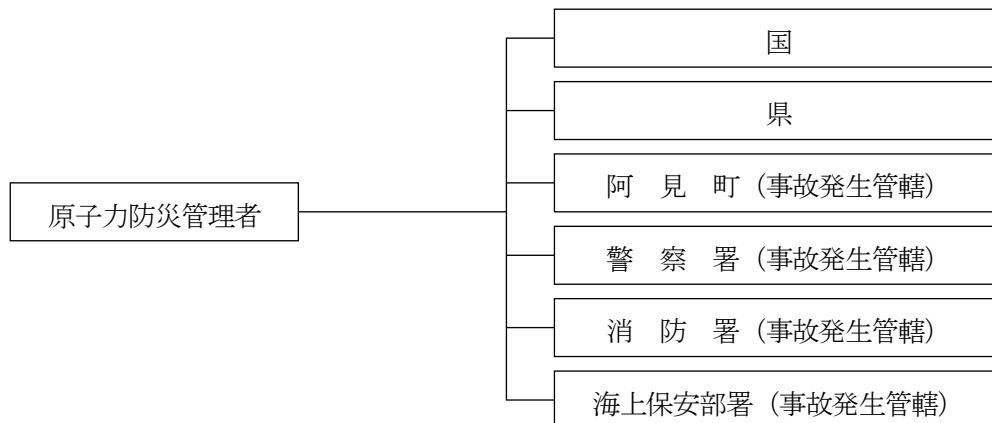


第3章 危険物等災害対策計画

4) 放射線使用施設等の災害の場合



5) 核燃料物質等の事業所外運搬中の災害の場合



(2) 茨城県等への報告

町は、大規模な事故発生の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第2 活動体制の確立（各災害共通事項）

1. 本部の設置・運営

実施担当	本部班
------	-----

大規模な事故により、稲敷広域消防本部の対応能力を超える事態となり、町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故災害対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第2章・第1節・第2「2. 阿見町災害対策本部の設置等」

第3章 危険物等災害対策計画

(地震-50)に準ずるものとし、本部長(町長)が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班(⇒地震災害編・第2章・第1節・第2・2「(4) 災害対策本部の組織」(地震-51)参照)をもって、組織を編成する。

2. 職員の動員・配備

実施担当	各班
------	----

地震災害編・第2章・第1節「第1 町職員の動員・配備」(地震-45)に準ずる。

第3 石油类等危険物施設の事故応急対策

1. 危険物火災等の応急対策

実施担当	事業者、稲敷広域消防本部
------	--------------

事業者は、火災が発生した場合、直ちに119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。

稲敷広域消防本部及び事業所の自衛消防組織は、直ちに危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行う。

この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮する。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じる。

稲敷広域消防本部は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導する。

2. 危険物の漏えい応急対策

実施担当	排出原因者、稲敷広域消防本部、本部班、防犯・環境班、土木班、水道班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所
------	---

(1) 非水溶性危険物の漏えい対策

石油类等油脂類が河川等に漏えいした場合は、以下の応急対策をとる。

1) 排出原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては消防機関等の指示に従う。

2) 稲敷広域消防本部

稲敷広域消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により漏えい範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する。

また、排出の原因者に対して吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施する。

第3章 危険物等災害対策計画

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力する。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は行わずに遠隔操作が可能な機材を活用する。

有毒ガスが発生している場合、又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行う。

3) 警察署

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

4) 河川管理者及び水路等の管理者

適切な位置にオイルフェンスを展開するなどして、流出油の拡散等を防御する。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施する。その際、必要な場合は、町や防災関係機関に協力要請する。

5) 県

緊急水質事案対策要領に基づき、水質保全のための迅速な対応を図る。

危険物の回収マット等防御資機材について、関係機関から要請があった場合は、この調達をあっせんするとともに、回収された油等廃棄物の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正な処理の指示、監督を行う。

また、地域住民や油回収従事者の健康を守ることを目的として、周辺の大気環境をモニタリングし、把握した情報を随時関係機関へ提供する。

6) 町

町（本部班）は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、防災行政無線、広報車、緊急速報メール（エリアメール）等を活用して区域内住民等へ迅速に避難情報を伝達する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合、町（防犯・環境班）は、流出油の防除を実施する。また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導にあたる。

(2) 水溶性危険物の漏えい対策

アルコール等水溶性の危険物が漏えいした事故においては、次の応急対策をとる。

1) 排出原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。

回収にあたっては、消防等の指示に従う。

2) 稲敷広域消防本部

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者に対して、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施する。

第3章 危険物等災害対策計画

3) 警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

4) 河川管理者及び水路等の管理者

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施する。また、必要な場合は、町や防災関係機関に協力を要請する。

5) 県

危険物の回収について、要請があった場合、資機材等の調達をあっせんするとともに、回収された廃棄物の処置について、適正な処理の指示、監督を行う。

また、緊急水質事案対策要領に基づき、河川等公共用水域の水質汚染防止対策にあたりとともに、把握した情報を随時関係機関へ提供する。

6) 町

町（本部班）は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、防災行政無線、広報車、緊急速報メール（エリアメール）等を活用して区域内住民等へ迅速に避難情報を伝達する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合、町（防犯・環境班）は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導する。

(3) 浄水の安全確保

危険物の漏えい事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏えい地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに水道班及び水道関係者に直接、漏えい事故発生の旨を通報する。

浄水場管理者は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展開、取水停止等適切な措置をとる。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進する。

第4 高圧ガス・火薬類の事故応急対策

1. 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

実施担当	稲敷広域消防本部、牛久警察署、県、自衛隊、県高圧ガス保安協会、県火薬類保安協会、事業者
------	---

(1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏えい防止措置をとるとともに、稲敷広域消防本部に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出る。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、（一社）茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請する。

(2) 稲敷広域消防本部

稲敷広域消防本部は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行う。

第3章 危険物等災害対策計画

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動する。

また、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

(3) 県

防災機関から被害の情報や応急対策の実施状況を常時把握し、必要に応じて防災資機材の調達、あつせん、又は県保有の化学消火薬剤による支援を行う。

また、（一社）茨城県高圧ガス保安協会や地域防災協議会への協力要請や自衛隊への出動要請を行う。

(4) 警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(5) 自衛隊

県から要請があった場合、火薬等の取扱についての情報の提供や専門家を派遣する。

また、県から出動要請を受けた場合、火薬類の爆発事故等の応急対策について迅速に出動し処置する。

(6) 茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会

協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力する。

その際は防災関係機関と連絡を密にしてあたる。

2. 毒性ガス応急対策

実施担当	事業者、稲敷広域消防本部、牛久警察署、県、県高圧ガス保安協会、地域防災協議会
------	--

(1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏えい防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに稲敷広域消防本部に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるほか、毒劇物に該当する場合は保健所にも同様の措置を行う。

また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施する。

自らの実施が不可能な場合は、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会等へ協力を要請する。

(2) 稲敷広域消防本部

稲敷広域消防本部は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏えい状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等へ広報する。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏えい継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行う。

また、事業者と協力して、ガス漏えい防止等応急措置を実施するほか、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避

第3章 危険物等災害対策計画

難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたる。

(3) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(4) 県

国や専門家から情報を得て、迅速に有毒ガスの性状、応急措置法等の情報を関係機関に提供する。また、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報等から有毒ガス拡散予測等の情報を市町村等関係機関に随時提供する。

さらに、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会あるいは応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、発災事業所の実施する応急措置への協力を要請する。

神経性ガス等猛毒のガスの漏えいについては、避難対策、漏えいガスの防除方法についての指導やガス検知器等資機材の貸与について、自衛隊に応援又は協力を要請する。

(5) 茨城県高圧ガス保安協会、地域防災協議会

発災事業所又は県の要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力する。

3. 都市ガスの応急対策

実施担当	事業者、稲敷広域消防本部、牛久警察署
------	--------------------

(1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、119 番通報する。漏えいガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防機関等に協力する。

火災発生時は、直ちに消火活動を行う。

(2) 阿見町、稲敷広域消防本部

町及び稲敷広域消防本部は、事業者に対し、ガス漏えい箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施する。また、応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏えいガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意する。

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

(3) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

4. 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

実施担当	稲敷広域消防本部、牛久警察署、地階管理者、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者
------	--

(1) ガス漏えい対策

1) 地階管理者

地階管理者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を実施し、ガス供給ラインの停止な

第3章 危険物等災害対策計画

ど必要な措置をとりガス漏えいを防止し、着火源の遮断、ガス、蒸気の建物外への排出、拡散を図る等爆発防止措置をとるとともに、地階に位置する人の速やかな退避誘導と火気使用厳禁について緊急広報する。

また、速やかに 119 番通報し、事故の状況、実施した応急措置を消防機関に伝え、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに通報する。

2) 稲敷広域消防本部

稲敷広域消防本部は、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知器等を用い安全を確認しながら、地階に位置する人の退避を誘導し、現場付近の火気使用の厳禁を広報する。この際、負傷者の救急搬送に備え、あらかじめ救急車を適切な位置に待機させる。

また、応急対策は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

必要に応じ、町や警察と連携して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。この際、避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入れ体制を整える。

3) 液化石油ガス販売事業者等

稲敷広域消防本部の協力のもと、ガス漏えい防止措置、その他応急対策を実施する。

4) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努める。

(2) ガス爆発対策

1) 地階管理者

地階管理者は、事故が発生した場合は直ちに 119 番通報し、事故の状況、実施した応急措置、負傷者等の発生状況を消防本部に伝える。また、液化石油ガス販売事業者等に直ちに連絡する。

2) 稲敷広域消防本部

稲敷広域消防本部は、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施するとともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当て、医療機関への救急搬送を行う。二次爆発を警戒し、ガス検知器を使用し安全を確認して活動する。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

必要に応じ、町や警察と連携して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入れ体制を整える。

3) 液化石油ガス販売事業者

稲敷広域消防本部と協力して、消火及びガス漏えい防止措置を行う。

4) 県

医療機関の応援等調整を行い、緊急搬送において防災ヘリコプターの使用を調整する。

5) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努める。

第5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

1. 漏えい事故

実施担当	稲敷広域消防本部、土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所、応急対策協力危険物等取扱事業所
------	--

(1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏えい防止措置をとるとともに、消防機関、警察署、保健所に緊急通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝える。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏えい箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行う。

自らの実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請する。

(2) 稲敷広域消防本部

稲敷広域消防本部は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、町と連携して住民等に迅速に広報する。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏えい継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下し、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏えい毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

(3) 警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請する。

河川等に流入した場合、又はそのおそれがある場合は、事業者、県（防災・危機管理部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努める。

(5) 県

緊急水質事案対策要領に基づき、公共用水域の水質保全のために迅速な措置を行う。

国や専門家から得た毒劇物の性状、応急措置法等の情報を消防機関等関係機関に提供する。

また、毒劇物がガス化する性状の場合は、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報から有毒ガス拡散（濃度）予測等情報を市町村等関係機関に迅速に提供する。

必要に応じ、応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、応急対策への協力を要請する。

(6) 応急対策協力危険物等取扱事業所

発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等について協力する。

2. 浄水の安全確保

実施担当	水道班
------	-----

漏えい物が河川等へ流入する可能性がある場合は、本節・第3・2.「(3) 浄水の安全確保」(大規模事故-20)に準じて応急対策を実施する。

第6 その他の災害応急対策活動

1. 情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章「第2節 情報の収集・伝達」(地震-53)に準ずる。

2. 問合せ対応等

実施担当	事故責任者、本部班
------	-----------

第1章・第2節・第3「2. 問合せ対応等」(大規模事故-4)に準ずる。

3. 応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等
------	------------

地震災害編・第2章「第3節 応援・派遣」(地震-63)に準ずる。

4. 消防、救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関
------	--

(1) 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」(地震-76)に準ずる。

(3) 医療活動

地震災害編・第2章・第4節「第5 応急医療」(地震-79)に準ずる。

第3章 危険物等災害対策計画

(4) 搜索活動

地震災害編・第2章・第7節「第5 行方不明者の搜索・遺体の処理」(地震-118) に準ずる。

5. 避難対策

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊
------	------------------------------

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第2章・第4節「第1 避難指示・誘導」(地震-67) に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業組合
------	--

地震災害編・第2章・第4節・第2「1. 緊急輸送道路の確保」(地震-71) 及び第7節・第2「1. 道路の応急復旧」(地震-109) に準ずる。

【大規模事故災害編】

第4章 大規模火災対策計画

第1節 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止し、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 火災に強いまちづくり

1. 災害に強いまちの形成

実施担当	産業建設部
------	-------

町は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を推進する。

2. 火災に対する建築物の安全化

実施担当	稲敷広域消防本部、産業建設部、防火管理者
------	----------------------

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理

稲敷広域消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の中高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

当該施設の防火管理者等は、保守点検の実施及び適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

稲敷広域消防本部は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させる。

防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

(3) 建築物の安全対策の推進

町は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を推進する。

防火管理者等は、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等、火災安全対策の充実を図る。

第2 災害応急対策への備え

実施担当	稲敷広域消防本部、防災関係機関
------	-----------------

1. 災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2. 災害応急活動体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、大規模火災の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、大規模火災の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

3. 防災訓練の実施

大規模火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

大規模火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

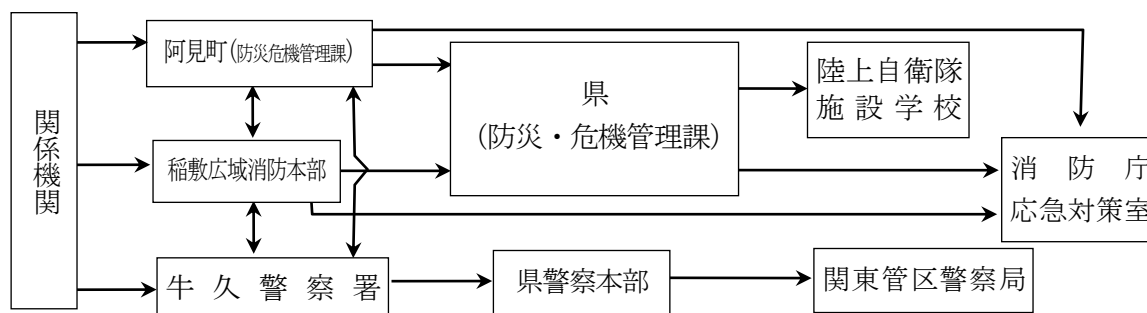
第1 火災発生時の通報

1. 災害情報の収集・連絡

実施担当	稲敷広域消防本部、本部班
------	--------------

町は、火災や人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。



大規模火災時の通報のながれ

第2 災害対策組織

1. 本部の設置・運営

実施担当	本部班
------	-----

大規模な火災により、稲敷広域消防本部の対応能力を超える事態となり、町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故災害対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第2章・第1節・第2「2. 阿見町 災害対策本部の設置等」(地震-50)に準ずるものとし、本部長(町長)が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班(⇒地震災害編・第2章・第1節・第2・2「(4) 災害対策本部の組織」(地震-51)参照)をもって、組織を編成する。

2. 職員の動員・配備

実施担当	各班
------	----

地震災害編・第2章・第1節「第1 町職員の動員・配備」(地震-45)に準ずる。

第3 災害応急対策活動

1. 情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章「第2節 情報の収集・伝達」(地震-53)に準ずる。

2. 問合せ対応等

実施担当	出火原因者、本部班
------	-----------

第1章・第2節・第3「2. 問合せ対応等」(大規模事故-4)に準ずる。

3. 応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等
------	------------

地震災害編・第2章「第3節 応援・派遣」(地震-63)に準ずる。

4. 消防、救助・救急、医療救護、搜索

実施担当	町民班、医療対策班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関
------	--

(1) 消防活動

稲敷広域消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

また、危険物が流出した場合は、「第3章 危険物等災害対策計画」(大規模事故-10)に準じて、応急措置を講じる。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」(地震-76)に準ずる。

(3) 医療活動

地震災害編・第2章・第4節「第5 応急医療」(地震-79)に準ずる。

(4) 搜索活動

地震災害編・第2章・第7節「第5 行方不明者の搜索・遺体の処理」(地震-118)に準ずる。

5. 避難対策

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊
------	------------------------------

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第2章・第4節「第1 避難指示・誘導」(地震-67)に準ずる。

第4章 大規模火災対策計画

6. 緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業組合
------	--

地震災害編・第2章・第4節・第2「1. 緊急輸送道路の確保」(地震-71) 及び第7節・第2「1. 道路の応急復旧」(地震-108) に準ずる。

【大規模事故災害編】

第5章 林野火災対策計画

第1節 災害予防計画

林野火災の発生を未然に防止し、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 林野火災に強い地域づくり

実施担当	稲敷広域消防本部、県
------	------------

林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、火災が発生するおそれがある地域について、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

第2 災害応急対策への備え

実施担当	稲敷広域消防本部、防災関係機関
------	-----------------

1. 災害情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2. 災害応急活動体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、林野火災の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、林野火災の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

(3) 林野火災消火体制の整備

林野火災用の消防水利の増強を図るとともに、空中消火の拠点となる緊急ヘリコプター離発着場を確保し、補給体制等を整備する。

3. 防災訓練の実施

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。また、消防団については、稲敷広域消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実を図るとともに、悪条件下での情報伝達体制の強化及び火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実に努めるものとする。

第3 林野火災に対する警戒の強化

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部
------	--------------

火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に努めるとともに、火入れやたき火等を行う者に対し、火災予防上必要な措置の徹底を図るよう指導するものとする。また、乾燥や強風等の気象状況に応じて、住民等に対する火災予防の注意喚起、監視パトロール等の強化など、林野火災の未然防止に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

林野火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

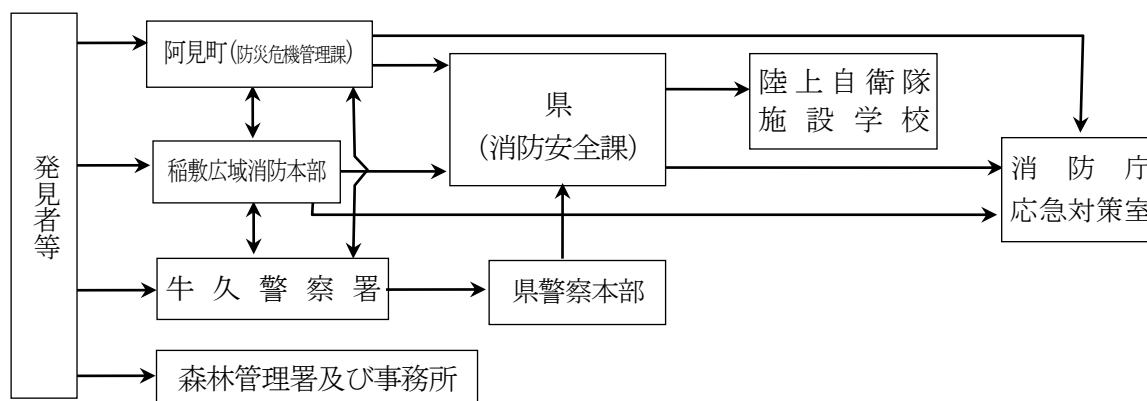
第1 火災発生時の通報

1. 災害情報の収集・連絡

実施担当	稲敷広域消防本部、本部班
------	--------------

町は、火災や人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。



林野火災時の通報のながれ

第2 災害対策組織

1. 本部の設置・運営

実施担当	本部班
------	-----

林野火災により、稲敷広域消防本部の対応能力を超える事態となり、町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故災害対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第2章・第1節・第2「2. 阿見町 災害対策本部の設置等」(地震-50)に準ずるものとし、本部長(町長)が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班(⇒地震災害編・第2章・第1節・第2・2「(4) 災害対策本部の組織」(地震-51)参照)をもって、組織を編成する。

2. 職員の動員・配備

実施担当	各班
------	----

地震災害編・第2章・第1節「第1 町職員の動員・配備」（地震-45）に準ずる。

第3 災害応急対策

1. 情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章「第2節 情報の収集・伝達」（地震-53）に準ずる。

2. 問合せ対応等

実施担当	出火原因者、本部班
------	-----------

第1章・第2節・第3「2. 問合せ対応等」（大規模事故-4）に準ずる。

3. 応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等
------	------------

地震災害編・第2章「第3節 応援・派遣」（地震-63）に準ずる。

4. 消防、救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関、自主防災組織
------	---

(1) 消防活動

1) 地上消火活動

林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

2) 自主防災組織、住民

林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力するよう努める。

3) 空中消火活動

① 空中消火の要請

町は、次のような場合、空中消火を県に要請する。

＜県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準＞

第5章 林野火災対策計画

- ・地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。
- ・その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

② 現地指揮本部

空中消火を要請した場合、県及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて、現地指揮本部を構成する。

現地指揮本部では、空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

③ 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で町は、県（消防安全課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決める。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」（地震-76）に準ずる。

(3) 医療活動

地震災害編・第2章・第4節「第5 応急医療」（地震-79）に準ずる。

(4) 搜索活動

地震災害編・第2章・第7節「第5 行方不明者の搜索・遺体の処理」（地震-118）に準ずる。

5. 避難対策

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊
------	------------------------------

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第2章・第4節「第1 避難指示・誘導」（地震-67）に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業組合
------	--

地震災害編・第2章・第4節・第2「1. 緊急輸送道路の確保」（地震-71）及び第7節・第2「1. 道路の応急復旧」（地震-109）に準ずる。

【大規模事故災害編】

第 6 章 放射性物質事故対策計画

第1節 災害予防計画

放射性物質の事故発生を未然に防止し、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 放射線使用施設等の予防対策

実施担当	国、県、県警察本部、放射線使用者
------	------------------

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定される放射性物質等を取り扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。））に係る予防対策は次のとおりとする。

(1) 保安体制の強化

放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）は、漏えいすることによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

(2) 維持管理指導の推進等

国は、放射線使用者に対し、災害時における措置を放射線障害予防規定に定める等、法令に基づき適正に維持管理するよう、指導の徹底を図る。

また、県は、医療法（昭和23年法律205号）第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設等（医療機関）に対し、医療法施行規則第4章「医療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。

県警察本部は、放射性物質又はそれにより汚染された物を運搬する旨の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図る。

第2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故予防対策

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図る。

第6章 放射性物質事故対策計画

実施担当	稲敷広域消防本部、県警察（牛久警察署）、原子力事業者
------	----------------------------

(1) 原子力事業者等

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これらの書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行する。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に適切に処置するために必要な体制の整備を図る。

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合に備え、原子力防災管理者を通じ、直ちに国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備しておく。

(2) 稲敷広域消防本部

稲敷広域消防本部は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行う。

(3) 県警察本部

警察機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するため必要な体制の整備を行う。

第2節 災害応急対策計画

放射性物質の事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事故については、次により応急対策を実施する。

実施担当	事業者、稲敷広域消防本部、牛久警察署、国、県
------	------------------------

1. 放射線使用施設等の事業者

放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市町村及び警察機関に事態を通報する。

火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防に通報するとともに、放射線障害を防止する必要がある場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させる。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり の防止及び除去を行う。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保措置をとる。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくする。

また、消防等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力する。

2. 稲敷広域消防本部

稲敷広域消防本部は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施する。

消火にあたっては、水噴霧法等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意する。

なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動する。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応する。

その他町と連携して、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な広報を実施する。

3. 国

放射線強度等の情報提供や措置方法等の指導により、消防機関をはじめ防災機関に協力する。

4. 県

放射性物質の拡散等についてモニタリングを実施するなど消防機関等に対して放射線情報を提供するとともに、放射線専門家の派遣、防災資機材の提供についての協力を行う。また、環境への影響等の把握に努める。

5. 警察署

被災状況等を収集し、必要に応じて立入りの制限や交通規制を実施する。

第2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象（以下、「特定事象」という。）が発生した場合は、原子力事業者等、国、県は連携して、応急対策を実施する。

実施担当	事故発見者、稲敷広域消防本部、牛久警察署、国、県
------	--------------------------

1. 原子力事業者等

核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、町、警察機関、稲敷広域消防本部、原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡する。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防、警察等と協力して応急対策を実施する。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期する。

2. 国

核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

さらに、原災法第15条に規定された原子力緊急事態に至った場合には、同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

3. 稲敷広域消防本部

稲敷広域消防本部は、事故状況の把握に努め、状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行う。なお、事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告する。

4. 警察署

事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行う。

5. 県

国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、町、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講ずる。

第3 原子力事業所事故応急対策

町内には、原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所は存在せず、また、同法に基づく原子力事業所の事故災害に対する重点区域にも含まれていないが、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故災害の経験や、万が一放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合等を想定し、応急対策を計画するものとする。

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

1. 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集

町（本部班）は、県内に立地する原子力発電所や原子力事業所等で特定事象が発生した場合、国、県等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測（S P E E D I 等含む）、避難対応等の情報を入手する。

(2) 対策の協議

町（本部班）は、原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、本町域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、原子力災害合同対策協議会（※）や原子力事業所等の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県等と応急対策について協議する。

※原子力災害合同対策協議会とは、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官等が、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。また、国、都道府県、市町村並びに指定公共機関及び事業者などで構成する。

(3) 連絡手段の確保

町（本部班）は、必要に応じて原子力災害合同対策協議会、県、原子力事業者、国等の防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。

2. 活動体制の確保

町（本部班）は、原子力災害が発生した場合、県と連携を密にし、速やかに職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部等の体制をとる。

3. モニタリング等

(1) 空間放射線量のモニタリング

町（防犯・環境班、総務・受援班、避難班）は、必要に応じて町内各地及び公共施設等で空間放射線量のモニタリングを実施し、結果をホームページ等で公表する。

(2) 放射性物質の測定

町（防犯・環境班、廃棄班、物資対策班、水道班）は、県等と連携して、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、流通食品、農林畜産物、家畜用飼料、肥料等の放射性物質を測定

し、結果をホームページ等で公表する。

4. 健康被害対策

町（医療対策班）は、県及び医療機関と連携して、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

5. 広報・問合せ対応

住民等への広報及び問合せへの対応は、第1章・第2節・第3「2. 問合せ対応等」（大規模事故-4）に準じて行う。

なお、情報提供に当たっては、避難行動要支援者、町内の滞在者等にも伝わるように配慮するとともに、県、国と連携して情報の一元化を図り、情報の隠蔽や空白時間がないよう留意して継続的な情報提供に努める。

また、必要に応じて相談窓口を設置して、関係各班、国及び県が連携して、住民等からの放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する。

6. 防護対策

町長（本部長）は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、もしくは原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避、避難の指示を行う。

また、避難の指示を行う際、国や県等から放射線量の拡散予測を入手した場合は、安全な方向や距離についても情報を提供する。

その他、町内で町外へ一時滞在する必要がある場合は、地震災害編・第2章・第4節・第1「5. 広域一時滞在」（地震-69）に準じて行う。

7. 飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

町（物資対策班、水道班）は、国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染水道水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

町（物資対策班）は、国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

8. 復旧対策

(1) 汚染の除去等

町（各班）は、県と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

町（物資対策班、水道班）は、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 風評被害対策

町（本部班）は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(4) 廃棄物等の適正な処理

町（水道班、廃棄班）は、県、国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。

9. 広域避難の受入等

東海第二原子力発電所の事故により、県内他市町村の避難者の受入要請があった場合は、茨城県広域避難計画に基づいて受入避難所及び福祉避難所を開設し、避難元の市町村等と連携して避難者の受入、避難所の運営、食料及び物資の供給等を行う。

また、避難元市町村の行政機能の移転等に協力する。

第4 その他の災害応急対策活動

1. 情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章「第2節 情報の収集・伝達」（地震-53）に準ずる。

2. 問合せ対応等

実施担当	事故責任者、本部班
------	-----------

第1章・第2節・第3「2. 問合せ対応等」（大規模事故-4）に準ずる。

3. 応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等
------	------------

地震災害編・第2章「第3節 応援・派遣」（地震-63）に準ずる。

4. 消防、救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関
------	--

(1) 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」（地震-76）に準ずる。

第6章 放射性物質事故対策計画

(3) 医療活動

地震災害編・第2章・第4節「第5 応急医療」(地震-79)に準ずる。

(4) 搜索活動

地震災害編・第2章・第7節「第5 行方不明者の搜索・遺体の処理」(地震-118)に準ずる。

5. 避難対策

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊
------	------------------------------

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第2章・第4節「第1 避難指示・誘導」(地震-67)に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業組合
------	--

地震災害編・第2章・第4節・第2「1. 緊急輸送道路の確保」(地震-71)及び第7節・第2「1. 道路の応急復旧」(地震-109)に準ずる。

【大規模事故災害編】

第 7 章 鉄道災害対策計画

第1節 災害予防計画

J R 常磐線における鉄道事故災害の防止及び被害軽減を図るため、防災関係機関は平常時から次の対策を講じる。

実施担当	町民生活部、産業建設部、竜ヶ崎工事事務所、東日本旅客鉄道(株)
------	---------------------------------

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集連絡体制の整備

防災関係機関は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 鉄道隣接道路の異常発見時の措置

道路管理者は、道路パトロール等により、鉄道と隣接する道路において異常を発見した場合に、鉄道事業者へその情報を迅速に提供する体制を確立する。

2. 災害応急体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの機関において実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のための活動マニュアルを作成して職員に非常参集体制や災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、鉄道事故災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と相互応援協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

(3) 避難体制の整備

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、稲敷広域消防本部との連携の強化に努める。特に、高齢者、障害者、子供等の弱者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、あらかじめマニュアルの整備に努め、職員への周知徹底を図る。

3. 防災訓練の実施

大規模な鉄道事故災害時に応急対策を迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関が連携し、事故災害の様々な条件を想定した実践的な訓練を定期的の実施し、大規模事故災害対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

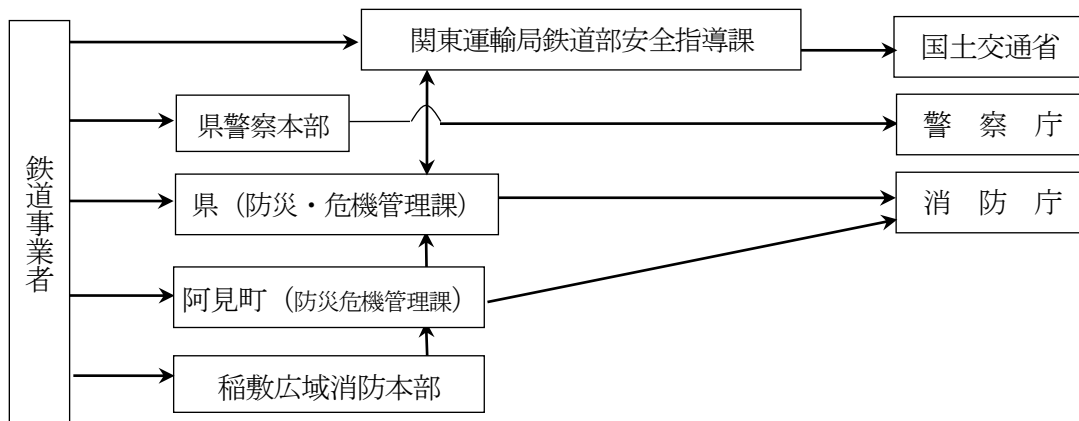
J R 常磐線において鉄道事故災害が発生した場合には、早期に初動体制を確立し、その拡大の防止、被害の軽減を図る。

第1 事故発生時の通報

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部、東日本旅客鉄道(株)
------	-------------------------

(1) 鉄道事故情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上で事故災害発生の特報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、稲敷広域消防本部及び関東運輸局に連絡する。



通報系統図

(2) 茨城県等への報告

町は、大規模な事故発生の特報を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第2 災害対策組織

1. 事故対策本部等の設置

実施担当	本部班
------	-----

大規模な事故により、稲敷広域消防本部の対応能力を超える事態となり、町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第2章・第1節・第2「2. 阿見町災害対策本部の設置等」

第7章 鉄道災害対策計画

（地震-50）に準ずるものとし、本部長（町長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒地震災害編・第2章・第1節・第2・2「(4) 災害対策本部の組織」（地震-51）参照）をもって、組織を編成する。

2. 職員の動員・配備

実施担当	各班
------	----

地震災害編・第2章・第1節「第1 町職員の動員・配備」（地震-45）に準ずる。

3. 鉄道事業者の活動体制

実施担当	東日本旅客鉄道(株)
------	------------

鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

第3 災害応急対策

1. 情報収集・伝達、報告

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章「第2節 情報の収集・伝達」（地震-53）に準ずる。

2. 問合せ対応等

実施担当	本部班、東日本旅客鉄道(株)
------	----------------

第1章・第2節・第3「2. 問合せ対応等」（大規模事故-4）に準ずる。

3. 応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等
------	------------

地震災害編・第2章「第3節 応援・派遣」（地震-63）に準ずる。

4. 消防・救助・救急、医療救護、捜索

実施担当	町民班、医療対策班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関
------	--

(1) 消防活動

稲敷広域消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握し、化学消防車等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

第7章 鉄道災害対策計画

また、危険物が流出した場合は、「第3章 危険物等災害対策計画」（大規模事故-10）に準じて、応急措置を講じる。

(2) 救助・救急活動

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」（地震-76）に準ずる。

(3) 医療救護活動

地震災害編・第2章・第4節「第5 応急医療」（地震-79）に準ずる。

(4) 搜索活動

地震災害編・第2章・第7節「第5 行方不明者の搜索・遺体の処理」（地震-118）に準ずる。

5. 避難対策

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、自衛隊
------	------------------------------

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、地震災害編・第2章・第4節「第1 避難指示・誘導」（地震-67）に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策等

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業組合、東日本旅客鉄道(株)
------	---

(1) 緊急輸送・交通確保

地震災害編・第2章・第4節・第2「1. 緊急輸送道路の確保」（地震-71）及び第7節・第2「1. 道路の応急復旧」（地震-109）に準ずる。

(2) 代替公共交通手段の確保

鉄道事業者は、不通となった鉄道区間について、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努める。

【大規模事故災害編】

第8章 湖上災害対策計画

第1節 災害予防計画

霞ヶ浦における船舶事故等の災害による被害を軽減するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

実施担当	町民生活部、稲敷広域消防本部、牛久警察署、霞ヶ浦河川事務所、阿見町漁業協同組合、船舶運航事業者
------	---

1. 災害情報の収集・連絡体制の整備

防災関係機関は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2. 災害応急活動体制の整備

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、湖上での船舶事故等災害の応急活動マニュアルを作成し、職員に非常参集体制や災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、湖上事故災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

また、「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）、「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）について、より具体的、実践的な連携体制の強化を図る。

3. 防災訓練の実施

大規模な湖上での事故を想定し、関係機関と連携し、事故災害の様々な条件を想定した実践的な訓練を定期的実施し、大規模災害への対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

霞ヶ浦において船舶事故災害が発生した場合は、早期に初動体制を確立し、その拡大の防止及び被害軽減を図る。

第1 事故発生時の通報

実施担当	事故原因者・発見者、本部班、稲敷広域消防本部、牛久警察署、霞ヶ浦河川事務所
------	---------------------------------------

(1) 事故情報等の収集・連絡

事故原因者または事故発見者は、湖上事故が発生した場合、速やかに稲敷広域消防本部、警察等にその旨を通報する。

船舶運航事業者は、自己の運航する船舶について緊急事態または事故が発生した場合、速やかに稲敷広域消防本部、警察等に連絡する。

(2) 茨城県等への報告

町は、大規模な事故発生 の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第2 災害対策組織

1. 本部の設置・運営

実施担当	本部班
------	-----

大規模な事故により、稲敷広域消防本部の対応能力を超える事態となり、町の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、町長が必要と認めたときは、阿見町事故対策本部を設置する。

本部の設置、運営方法は、地震災害編・第2章・第1節・第2「2. 阿見町 災害対策本部の設置等」(地震-50) に準ずるものとし、本部長(町長)が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班(⇒地震災害編・第2章・第1節・第2・2「(4) 災害対策本部の組織」(地震-51) 参照)をもって、組織を編成する。

2. 職員の動員・配備

実施担当	各班
------	----

地震災害編・第2章・第1節「第1 町職員の動員・配備」(地震-45) に準ずる。

第3 災害応急対策活動

1. 情報収集・伝達、報告

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

地震災害編・第2章「第2節 情報の収集・伝達」(地震-53)に準ずる。

2. 問合せ対応等

実施担当	本部班、事故責任者
------	-----------

第1章・第2節・第3「2. 問合せ対応等」(大規模事故-4)に準ずる。

3. 応援要請

実施担当	本部班、自衛隊、県等
------	------------

地震災害編・第2章「第3節 応援・派遣」(地震-63)に準ずる。

4. 捜索、救出・救助及び消火活動

実施担当	町民班、医療対策班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、県、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関
------	--

(1) 捜索活動

稲敷広域消防本部及び警察署は、直ちに船艇等を確保して捜索活動を行う。また、必要に応じて漁業協同組合、日本水難救済会茨城県支部等に協力を要請する。

県は、必要に応じて防災ヘリコプター、船艇等を災害現場に派遣し、捜索活動に協力する。

(2) 消火活動

稲敷広域消防本部は速やかに火災の発生状況を把握し、化学消防車等による消防活動を実施するとともに、必要に応じて船舶運航事業者等に協力を要請し、事業者が保有する消火資機材等を有効活用する。

また、必要に応じて沿岸の住民及び旅客等の安全確保と消防活動の円滑化を図るため警戒区域を設定する。

(3) 救助・救急活動

地震災害編・第2章・第4節・第4「1. 消火・救助・救急活動」(地震-76)に準ずる。

(4) 医療救護活動

地震災害編・第2章・第4節「第5 応急医療」(地震-79)に準ずる。